

浄水場施設更新事業基本計画

令和 7 年 10 月

羽 生 市

目 次

§1 はじめに

1. 計画の目的 ----- 1
2. 計画の位置付け ----- 1

§2 水道施設の現況

1. 水道事業の沿革 ----- 2
2. 水道施設の概要 ----- 2
3. 水道施設の位置 ----- 3
4. 浄水処理フロー ----- 3

§3 現状と課題

1. 給水人口及び給水量 ----- 4
2. 一日平均給水量及び一日最大給水量 ----- 5
3. 施設の老朽化と耐震化 ----- 6
4. 災害等への対応 ----- 7
5. 更新事業に係わる課題 ----- 8

§4 浄水場施設更新計画

1. 浄水場施設更新の基本方針 ----- 9
2. 水需要の予測 ----- 10
3. 民間事業者の開発行為による増加水量見込み ----- 10
4. 更新計画のケース分け ----- 11
5. 更新計画の比較検討 ----- 12
6. 整備方針 ----- 14
7. 各水源の活用方針 ----- 15
8. 施設更新計画案 ----- 16

§5 事業スケジュール ----- 19

§1 はじめに

1. 計画の目的

羽生市の水道事業は、第1浄水場、第2浄水場、中岩瀬配水場の3機場から水道水の供給を行っています。

第1浄水場は供用が開始されてから66年が経過しており、老朽化が顕著であるとともに、建築・土木施設については必要な耐震性を満たしていないため、今後も稼働を継続するには全面的な更新が必要となっています。

しかしながら、羽生市全体の総配水量からみると、当該施設の占める割合は約12%であり、その他の施設において当該施設の配水量を補完することができれば、休止することができるため、維持管理費用の削減などが見込むことができます。

については、供用開始から54年が経過し、同じく更新の必要性が生じている第2浄水場の更新計画に併せ、第1浄水場のあり方について検討し、浄水施設の統廃合を計画するものです。

本計画は、上記による配水への影響を解析し、更新事業後も継続して安定した配水ができるよう、第2浄水場及び中岩瀬配水場に求められる事項を整理し、更新事業の計画を策定します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、「第6次羽生市総合振興計画」に掲げる「安全で安心な水を提供するまちをつくります」を実現するための個別計画である「羽生市水道ビジョン」に基づく計画とします。

計画期間は、令和7年度（2025）を計画初年度とし、40年後の令和46年度（2064）を目標年度とします。



図 1-1 計画の位置づけ

§ 2 水道施設の現況

1. 水道事業の沿革

本市の水道事業は昭和32年4月に旧羽生町の水道事業として計画給水人口 12,000 人、計画一日最大給水量 2,400 m³/日にて創設され、昭和34年9月に給水が開始されました。

その後、市の発展により給水人口の増加、使用水量の増加、給水区域の拡張及び簡易水道事業等の整備統合等により数次にわたる拡張事業を行い、第6次拡張事業において地盤沈下抑制と安定的な水源確保の観点より埼玉県の水道用水供給事業から受水を開始しています。

現在は第7次拡張事業として市全域を給水区域とし、計画給水人口 61,000 人、計画一日最大給水量 35,000 m³/日にて水道事業の運営を行っています。

表 2-1 水道事業の沿革

名称	認可年月日	目標年次	計画給水人口	計画一日最大給水量
創設	S32.4.25	S46	12,000 人	2,400 m ³ /日
第1浄水場 昭和34年供用開始（66年経過）				
第1次拡張（S39年認可）～第4次拡張（S44年認可）				
第2浄水場 昭和46年供用開始（54年経過）				
第5次拡張（S53年認可）～第6次拡張（S59年認可）				
第7次拡張	H2.10.1	H7	61,000 人	35,000 m ³ /日
中岩瀬配水場 平成4年供用開始（32年経過）				

2. 水道施設の概要

本市には、第1浄水場、第2浄水場の2つの浄水場と、中岩瀬配水場の1つの配水場があります。

第1浄水場の配水能力は 4,000 m³/日、第2浄水場の配水能力は 20,000 m³/日、中岩瀬配水場の配水能力は 11,000 m³/日で、合計 35,000 m³/日です。

表 2-2 既存施設概要

施設名称	配水能力	浄水方式	自己水源	浄水能力	県水受水
第1浄水場	4,000 m ³ /日	急速ろ過	3 施設	4,000 m ³ /日	0 m ³ /日
第2浄水場	20,000 m ³ /日	急速ろ過	6 施設	10,000 m ³ /日	10,000 m ³ /日
中岩瀬配水場	11,000 m ³ /日	—	—	0 m ³ /日	11,000 m ³ /日

3. 水道施設の位置

各水源からの地下水は取水後に浄水処理及び塩素消毒を行った後に配水池に貯留し、県水は第2浄水場と中岩瀬配水場の配水池に受入れ、配水方法はポンプを介して市全域の給水区域に送っています。



図 2-1 水道施設位置図

4. 浄水処理フロー

第1浄水場は、3つの水源からの地下水を利用し、浄水処理を行って配水しています。
 第2浄水場は、6つの水源からの地下水を利用し、県水の受水と合わせ配水しています。
 中岩瀬配水場は、全て行田浄水場から県水を受水して配水しています。

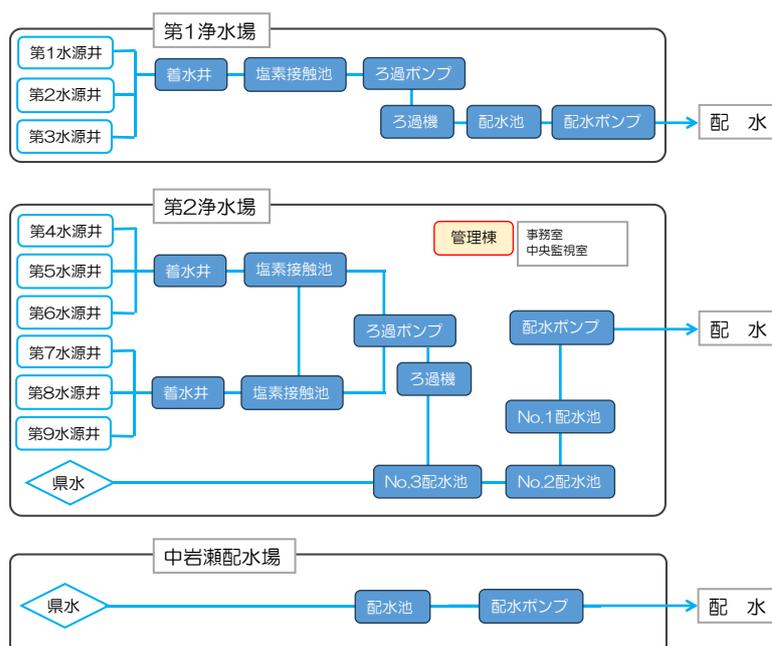


図 2-2 浄水処理フロー

§ 3. 現状と課題

1. 給水人口及び給水量

本市の過去10年間における給水人口は、2015年の55,577人から2024年の53,505人と年0.5%程度の減少傾向がつついています。

一方で給水戸数は増加しており、核家族化や単身世帯の増加の傾向が伺えます。

表 3-1 給水人口および給水戸数

単位：人口（人），戸数（戸），世帯人員（人/戸）

年度 項目	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
給水区域内人口	55,589	55,350	55,087	54,958	54,584	54,222	53,985	53,917	53,757	53,517
給水人口 (対前年増減率)	55,577 —	55,338 (-0.4%)	55,075 (-0.5%)	54,946 (-0.2%)	54,572 (-0.7%)	54,210 (-0.7%)	53,973 (-0.4%)	53,905 (-0.1%)	53,745 (-0.3%)	53,505 (-0.4%)
給水戸数 (対前年増減率)	22,233 —	22,488 (1.1%)	22,770 (1.3%)	23,105 (1.5%)	23,411 (1.3%)	23,633 (0.9%)	23,800 (0.7%)	24,213 (1.7%)	24,620 (1.7%)	24,847 (0.9%)
世帯人員	2.50	2.46	2.42	2.38	2.33	2.29	2.27	2.23	2.18	2.15
給水普及率	99.98%	99.98%	99.98%	99.98%	99.98%	99.98%	99.98%	99.98%	99.98%	99.98%

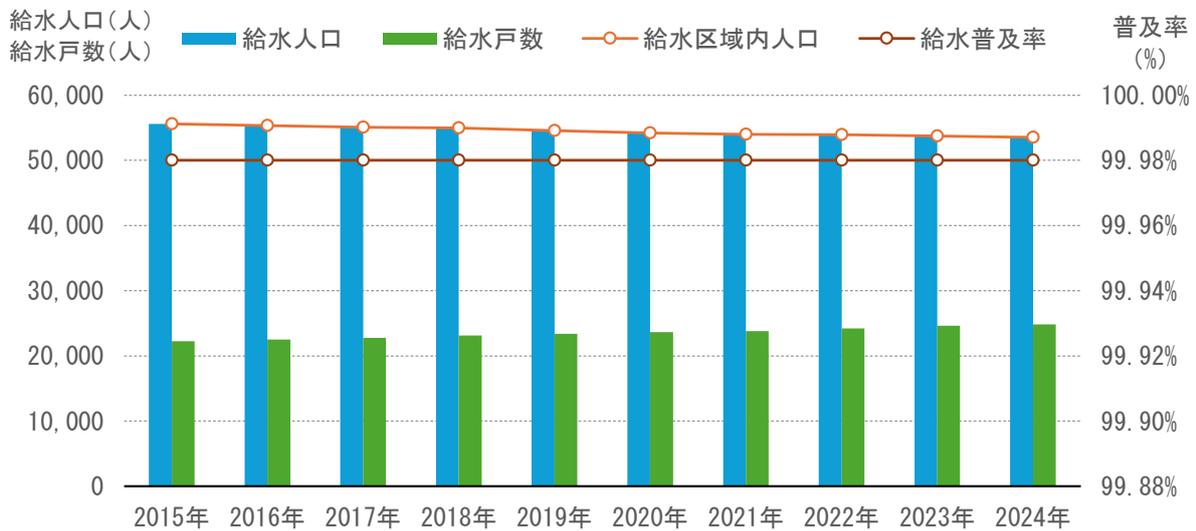


図 3-1 給水人口および給水戸数の推移

2. 一日平均給水量及び一日最大給水量

本市の過去10年間における一日平均給水量は、増減はあるものの、概ね一定水量で推移しています。

一日最大給水量は、2018年まで増加傾向で推移していましたが、2019年度以降は減少傾向になっています。

表3-2 一日平均給水量および一日最大給水量

単位：m³/日

年度 項目	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
有収水量 (対前年増減率)	19,401 —	19,315 (-0.4%)	19,236 (-0.4%)	19,266 (0.2%)	19,028 (-1.2%)	19,091 (0.3%)	19,246 (0.8%)	18,965 (-1.5%)	18,939 (-0.1%)	18,832 (-0.6%)
有効無収水量 (対前年増減率)	740 —	732 (-1.1%)	633 (-13.5%)	587 (-7.3%)	470 (-19.9%)	340 (-27.7%)	340 (0.0%)	337 (-0.9%)	550 (63.2%)	353 (-35.8%)
無効水量 (対前年増減率)	1,901 —	1,770 (-6.9%)	1,938 (9.5%)	2,807 (44.8%)	2,919 (4.0%)	2,979 (2.1%)	2,559 (-14.1%)	2,664 (4.1%)	2,746 (3.1%)	2,761 (0.5%)
一日平均給水量 (対前年増減率)	22,042 —	21,817 (-1.0%)	21,807 (0.0%)	22,660 (3.9%)	22,417 (-1.1%)	22,410 (0.0%)	22,145 (-1.2%)	21,966 (-0.8%)	22,235 (1.2%)	21,946 (-1.3%)
一日最大給水量 (対前年増減率)	25,608 —	24,747 (-3.4%)	25,378 (2.5%)	25,889 (2.0%)	25,777 (-0.4%)	24,820 (-3.7%)	24,368 (-1.8%)	24,887 (2.1%)	24,331 (-2.2%)	23,980 (-1.4%)
有収率	88.0%	88.5%	88.2%	85.0%	84.9%	85.2%	86.9%	86.3%	85.2%	85.8%
負荷率	86.1%	88.2%	85.9%	87.5%	87.0%	90.3%	90.9%	88.3%	91.4%	91.5%

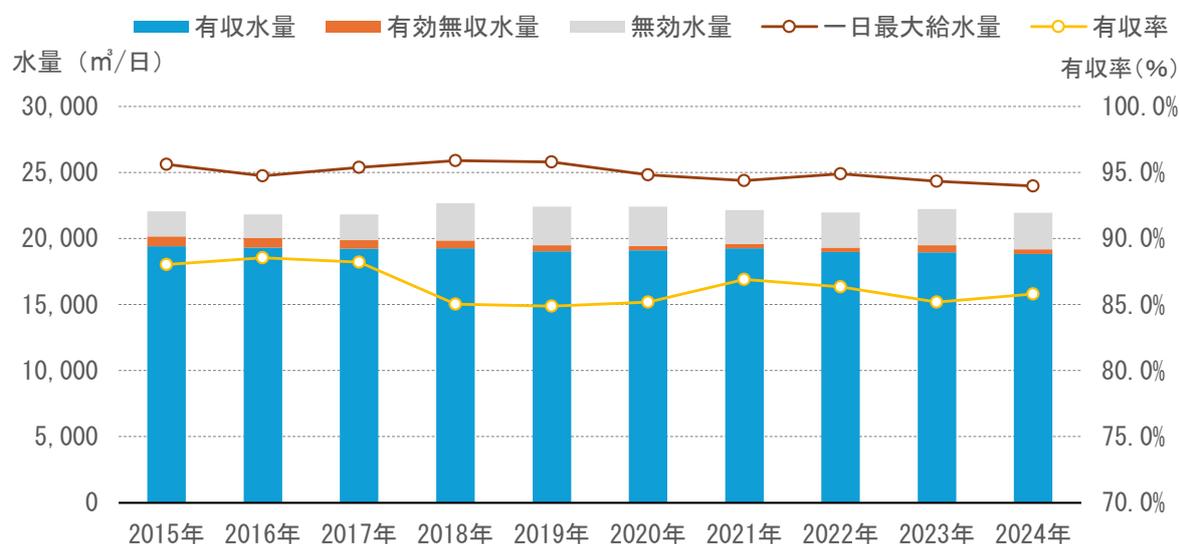


図3-2 有収水量および有収率の推移

3. 施設の老朽化と耐震化

浄水場、配水場の建築・土木構造物の耐震性について、「羽生市水道事業施設診断業務 平成18年2月」において実施した耐震診断により、表 3-3 に示す結果となっております。

また、第1浄水場は昭和34年の供用開始であり、66年が経過している状態です。

第2浄水場は昭和46年の供用開始で54年が経過しており、浄水場施設の老朽化が著しい状態となっております。

表 3-3 耐震診断調査の評価

施設	耐震診断結果	備考
第1 浄水場	制御盤室を除く全ての施設で耐震性が劣る。 全体的に経年劣化の進行が著しく、施設全体の見直しを含めた総合的な改修を行うことが必要と評価されています。	・耐震評価:耐震性がない
第2 浄水場	全ての施設で耐震性は問題ないと評価されている。 No.1 配水池が外壁クラックからの漏水が著しく、建替えも視野に入れた改修が必要と評価されている。 ※レベル2 地震動で配水池の杭が耐力不足	・耐震評価:耐震性に問題なし 土木施設について、いずれも杭基礎が耐力不足であるが、躯体自体に問題がないことから、仮に被災しても、その機能は重大な影響を及ぼさないと評価できるため、レベル2は問題ないと判定している。
中岩瀬 配水場	耐震性に問題はないが（レベル2地震動で配水池の杭が耐力不足）、建屋の外壁の改修が必要と評価されている。	・耐震評価:耐震性に問題なし PC配水池は、第2浄水場のPC配水池と同様のケースとなり、レベル2は問題ないと判定している。

※レベル2 地震動：当該施設の設置地点において発生すると想定される地震動のうち、最大規模の強さを有するもの

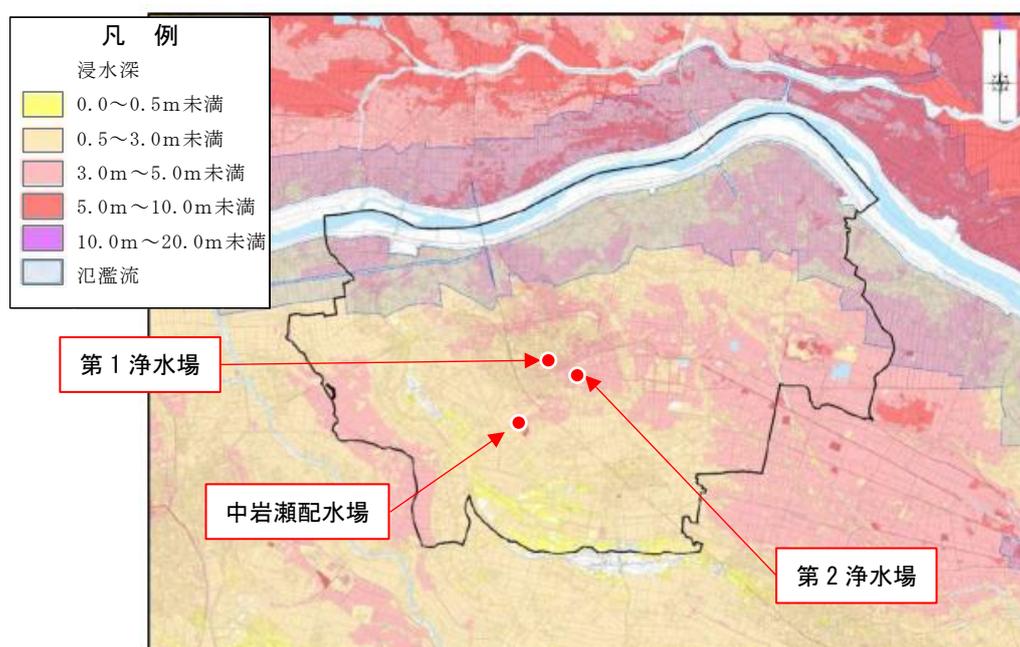
4. 災害等への対応

近年では、大型台風の襲来やゲリラ豪雨などによる河川の氾濫や内水被害などが発生しています。

本市で令和4年3月に作成した「羽生市洪水ハザードマップ」によると、利根川、荒川、小山川、中川、福川の5河川の浸水想定を考慮した場合、市域のほとんどが浸水想定区域となることが想定されています。

最も浸水被害が大きいと想定される利根川における洪水想定から本市浄水場等は、いずれも3.0～5.0mの浸水が想定されるエリアに立地しています。

このため、更新事業を行う上では、施設の浸水による対策が必要です。



※出典：羽生市地域防災計画

図 3-3 利根川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）

5. 更新事業に係わる課題

これまでの水道施設の現況や上位計画による課題から、本更新計画に係わる本市の主要課題を整理すると以下のとおりとなります。

表 3-4 給水人口および給水量

主要施策項目	細 別	課題の内容
安 全	水源の安定	地下水の保全(量・質)のため、季節による変動取水量の適正取水や老朽施設改修等の措置が必要
	水質の確保	原水において、継続的な除鉄、除マンガンの浄水処理を適切に行うことが必要
強 靱	管路の耐震化	災害に強い管路の構築をさらに進展させるため、老朽管を耐震管に更新する事業を継続することが必要
	施設の健全化	老朽化が著しい第1浄水場の更新手法を検討し、給水区域全体を対象と捉えた施設を構築することが必要 配水ピークに対応する配水池貯留量の拡充が必要
	緊急時対応	応急復旧及び応急給水体制の見直しが必要 想定される浸水被害に対し、対策が必要
持 続	健全経営の持続	水道事業を持続させるため、計画的な更新整備や適正な水準での水道料金設定の検討等を行い、経営基盤を強化することが必要 水道事業を持続させるための水道に携わる職員の人材育成や技術継承を十分に実践する必要

§ 4. 浄水場施設更新計画

1. 浄水場施設更新の基本方針

本市の浄水場施設は、施設・設備の老朽化、耐震性能の不足、緊急時対応の不足、配水ピークに対応する配水池貯留量の不足といった課題があり、浄水施設を更新することによって、これらの課題解決を図ります。

浄水場の施設更新にあたっては、基本方針を定めて計画を行いました。

表 4-1 施設更新の基本方針

第1 浄水場の 将来的な休止	66年経過した施設の老朽化が著しく、機能不全に陥る前に休止する
第2 浄水場の 全面更新	第1 浄水場の休止に伴い、施設の更新や増強方法の検討
中岩瀬配水場の 増強整備	第1 浄水場の休止以降、2 機場の運用となることから増強整備の検討

(1) 第1 浄水場の将来的な休止

老朽化が著しい第1 浄水場の施設については、既存施設の長寿命化を図っても、再度30年程度で再更新となってしまいます。

また、第1 浄水場は、市全体の配水量の12%程度であり、第2 浄水場や中岩瀬配水場から配水量を補完できれば、将来的な休止が可能となるため、浄水機能の機能不全に陥る前に休止する方針としました。

(2) 第2 浄水場の全面更新

第1 浄水場の休止方針に伴い、施設・設備の老朽化が進行している第2 浄水場の全面更新を検討し、浄水処理方法や水源の活用方法、県水受水の増量への可否による増強方法を検討します。

(3) 中岩瀬配水場の増強整備

中岩瀬配水場は県水を受水し、主に市域の西部・南部エリアの配水を担っている配水場です。比較的施設は新しいものの、今後の民間事業者の開発行為による給水量の増加が見込まれています。

現在も1日の配水ピーク時における配水量に対して、配水池貯留量が不足している状況であるため、第1 浄水場の休止以降、第2 浄水場と合わせて給水区域全体の配水を担うことができる施設規模での増強整備を検討します。

2. 水需要の予測

水需要の予測は、水道料金収入に直接影響を及ぼし、水道事業を将来にわたって安定的かつ持続的に運営するうえで重要な項目です。

また、将来の水需要を適切に見通すことは、効率的な施設更新や施設規模の設定においても重要です。

将来の推計人口や想定される民間事業者の開発行為に基づいた水需要の予測は、下表に示す給水量と推計されます。

目標となる40年後の令和46年の一日最大給水量は、35,208 m³/日となり、令和6年度23,980 m³/日より約46%増加する見込みです。

表 4-2 水需要の予測結果

	令和6年度実績	令和13年度推計 (ピーク時)	令和26年度推計 (20年後)	令和46年度推計 (40年後)
給水人口	53,505人	51,564人	46,100人	37,015人
一日最大給水量	23,980 m ³ /日	38,455 m ³ /日	37,526 m ³ /日	35,208 m ³ /日

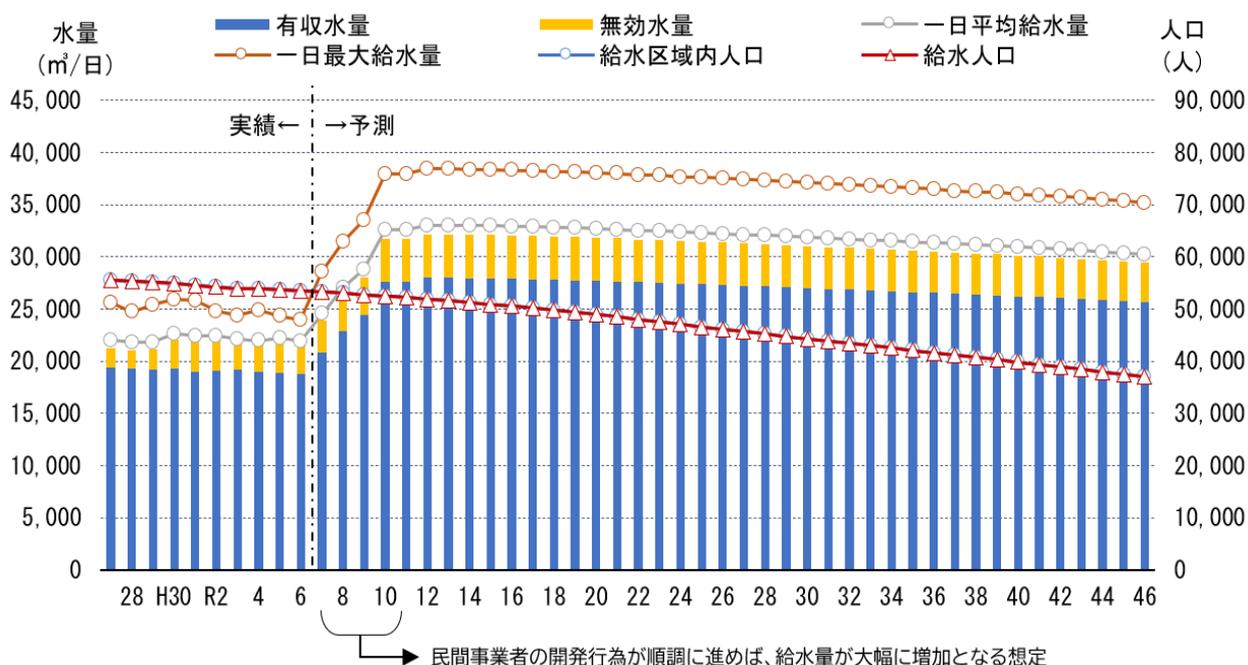


図 4-1 水需要予測結果

3. 民間事業者の開発行為による増加水量見込み

本市は、自動車交通の利便性が高く、かつ敷地取得コストが比較的廉価であること等から、企業が新たに進出を検討する際において優位性を備えています。

現在の企業立地候補地において、民間事業者の開発行為による新規企業の参入が順調に進めば、今後は工場用水量が大幅に増加することが想定されます。

4. 更新計画のケース分け

第1浄水場と第2浄水場については、施設更新の内容を更新費用や水の安定供給、必要な用地取得など様々な面で検討するため、ケース分けを行った上で検討しました。

- ケース A は、第2浄水場を浄水場として全面更新した場合を設定しました。
ケース A に関しては、既存の第2浄水場の水源6つを活用し、第1浄水場の水源3つを休止した場合を A-1、既存の9つの水源を全て活用した場合を A-2 としました。
整備には、現在の第2浄水場の南側及び西側の敷地を拡張します。
- ケース B は、既存の9つの水源を全て休止し、県水受水による配水場として設定しました。
整備には、現在の第2浄水場の南側の敷地を拡張します。
- ケース C は、既存の9つの水源を全て休止し、ケース B と同様に県水受水による配水場として設定しました。
整備には、現在の第2浄水場敷地内で更新を行います。

なお、中岩瀬配水場については、配水を担っている主に市域の西部・南部エリアでの安定供給が必要なため、第1浄水場と第2浄水場の施設更新の内容にかかわらず、配水能力等を増強する整備を行う案として設定しました。

整備には、敷地の南側の敷地を拡張し、将来の更新時にも対応できる施設規模としました。

表 4-3 ケース設定一覧表

ケース種別	整備種別	水源の活用方法	敷地拡張
ケース A-1	浄水場	第1～3水源休止、第4～9水源活用	あり（南側・西側）
ケース A-2	浄水場	第1～9水源活用	あり（南側・西側）
ケース B	配水場	第1～9水源休止	あり（南側）
ケース C	配水場	第1～9水源休止	なし

5. 更新計画の比較検討

更新計画の比較検討は、更新時のイニシャルコストや更新後のランニングコストなどの経済性、用地取得の難易性、更新工事の施工性、水質管理や運転管理などの持続性、耐震性などの危機管理性により比較を行いました。

比較表を作成するにあたって検討した主な項目は、以下となります。

(1) 第2浄水場更新の検討

- ① 各ケースの必要な土木施設容量規模、形状、寸法および構造形式
- ② 各ケースの機械、電気施設の規模
- ③ 各ケースで必要となる導水管、配水管整備の口径や延長
- ④ 上記施設の計画施設の費用算出

(2) 中岩瀬配水場の検討

- ① 配水池 6,000 m³の新設（現況敷地では新設不可）
- ② 南側の用地を拡張（約 3,300 m²）
- ③ 拡張用地は将来の管理室、配水ポンプ室、流量計ピット等も更新可能な用地の確保
- ④ 増強整備で必要となる配水管の口径や延長
- ⑤ 上記施設の計画施設の費用算出

(3) 施設維持費（ランニングコスト）

- ① 県水取水量、県水受水費（県水の購入価格）
- ② 水源井戸の改修工事費
- ③ 水源井戸のポンプ維持費、電力費
- ④ 浄水処理に必要な薬品費

表 4-4 更新ケース比較一覧表

		ケースA-1	ケースA-2	ケースB	ケースC
第2浄水場 ※イメージ					
中岩瀬配水場 ※イメージ					
更新概要	第1浄水場	●第1浄水場 → 休止	●第1浄水場 → 休止	●第1浄水場 → 非常用水源	●第1浄水場 → 非常用水源
	第2浄水場	●第1～3水源 → 休止 ●第4～9水源 → 全て使用 ●隣地移転 → 全面更新	●第1～9水源 → 全て使用 ●隣地移転 → 全面更新	●第1～9水源 → 全て休止 ●敷地拡張 → 配水場へ変更	●第1～9水源 → 全て休止 ●拡張なし → 配水場へ変更
	中岩瀬配水場	●敷地拡張 → 配水池整備 + 配水能力向上			
浄水割合		20% (水源6箇所)	30% (水源9箇所)	5%未満 (水源3箇所 ※非常用水源)	
県水割合		80%	70%	95%以上	
経済性	概算事業費 (税抜き)	155.4 億円	166.3 億円	95.9 億円	93.5 億円
	第1・2浄水場	142.4 億円	153.3 億円	82.9 億円	80.5 億円
	中岩瀬配水場	13.0 億円			
	年間ランニングコスト	11.3 億円	10.7 億円	11.6 億円	11.6 億円
	評価	△	×	○	◎
用地取得	第2浄水場	あり (隣地移転)		あり (敷地拡張)	なし
	中岩瀬配水場	あり (敷地拡張)			
	評価	×	×	△	◎
施工性	構築物の量	多い	多い	やや少ない	少ない
	設備への影響	少ない	少ない	少ない	大きい
	施工スペース	問題なし	問題なし	問題なし	既存施設が支障となる
	評価	△	△	○	△
持続性	水質管理	自己水利用のため負担大	自己水利用のため負担大	県水受水のため負担小	県水受水のため負担小
	点検・修繕	浄水設備の負担大	浄水設備の負担大	浄水設備が無く負担小	浄水設備が無く負担小
	運転管理				
	将来負担				
評価	×	×	○	○	
危機管理性	耐震性	移転のため確保可能		既存施設を一部使用	
	水の確保	配水するための水量の確保は難しいが、一定量は確保可能		県水対応、非常時に第1浄水場稼働	
	評価	○	○	△	△



6. 整備方針

各ケースを比較した結果、最も評価の高いケースCを整備方針として設定することとします。
なお、整備方針の概要は、以下のとおりです。

【費用の削減・平準化】

第2浄水場を配水場へ変更し、市内に供給する水のほぼ全てを県水で賄う運用になることで、浄水施設の修繕・点検・薬品に係る費用を大幅に削減することができます。

また、保有する施設数が減少することで、将来において再度更新する必要が生じる際も一度に大きな支出を要することがないため、長期的な観点において工事費用の平準化に繋がります。

◆ 取水施設と浄水施設の将来的な更新費用の削減が想定される主な内容

取水ポンプ類、次亜注入設備、ろ過機、ろ過ポンプ、表洗ポンプ、逆洗ポンプ、排泥池設備

◆ 取水施設と浄水施設の年間のランニングコストの削減が想定される主な内容

第1浄水場に係る修繕費、取水施設に係る電気代、薬品費（次亜塩素酸ナトリウム等）

※浄水施設を更新した場合と比較すると、県水受水費の増加によりランニングコストが上昇することで40～50年前後で全体的な費用負担が同程度になると想定されますが、更新時において急激な負担増が発生しないため、費用負担を平準化できるものです。

【配水能力の向上】

中岩瀬配水場の配水ポンプを増台して、配水能力を向上させることで、第2浄水場の配水を補完することが可能となります。

これまでは、第2浄水場を最重要配水拠点施設として稼働してきましたが、能力の均等化を図ることで、水圧低下などのリスクを分散し、市全域に水を安定供給することに繋がります。

【水質の安定】

埼玉県から購入している県水は、今後、全ての県営浄水場で高度浄水処理（オゾン、生物活性炭）が導入され、市が浄水処理を行うよりも高度な水質管理がされる予定です。

そのため、第2浄水場を配水場へ変更し、市内に供給する水のほぼ全てを県水で賄う運用になることで、水質が安定した水を市全域に供給することが可能となります。

【バックアップ機能の向上】

主に市の西部・南部を基本的な配水エリアとしている中岩瀬配水場の配水池貯留量は、配水エリアで1日に必要とする配水量に対して、現状では十分には足りていない状況です。

そのため、中岩瀬配水場に配水池を増設し、第2浄水場と共にバックアップ機能を向上させます。

また、応急給水拠点としての活用も想定し、非常時に備えて、必要な整備も行います。

【災害対策】

現在の施設は大半が平屋となっており、洪水時には電気設備が水没してしまう恐れがあるため、浸水対策を行います。

また、耐震化、停電対策及びテロ等への対応機能の見直しを行い、強い配水場を目指します。

さらに、第1浄水場は地下水を利用する非常用水源として位置づけ、災害時には必要に応じて設備を稼働させ、給水ができる体制を整えます。

【将来の予測】

給水人口や給水量が予測どおりになるとは限らないため、浄水施設を新たに築造しても、想定どおりの稼働となるかは分かりません。

第2浄水場を配水場へ変更し、市内に供給する水のほぼ全てを県水で賄う運用になることで、県水の購入費用は増加しますが、浄水設備へ投資せず、その時に必要とされる水の量を購入すれば良くなるため、経済的な事業経営に繋がります。

7. 各水源の活用方針

更新整備案ケースCにおける各水源の活用方針は、以下のように設定しました。

【第1～3水源（第1浄水場）】

第1浄水場は地下水を利用する非常用水源として位置づけ、災害時には必要に応じて設備を稼働させるため、敷地内で応急給水の水源とします。

取水井は休止とし、配水は行いません。

【第4～9水源（第2浄水場）】

第2浄水場を配水場へ変更し、市内に供給する水のほぼ全てを県水で賄う運用になるため、取水井は休止とします。

※井戸の閉塞や設備撤去は行いません。

8. 施設更新計画案

(1) 更新イメージ

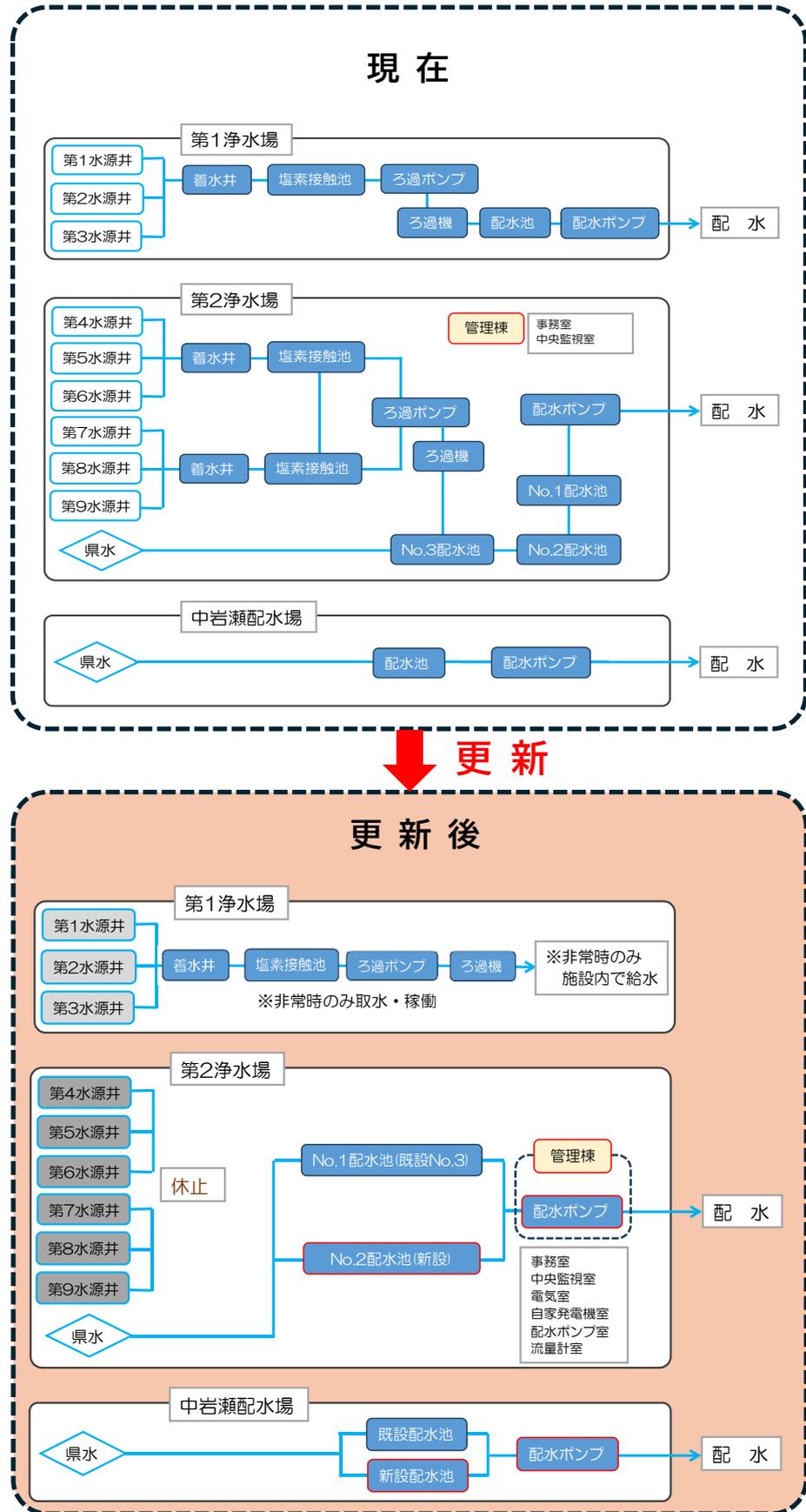


図 4-2 更新イメージ

(2) 第2 浄水場整備案内容 (ケースC)

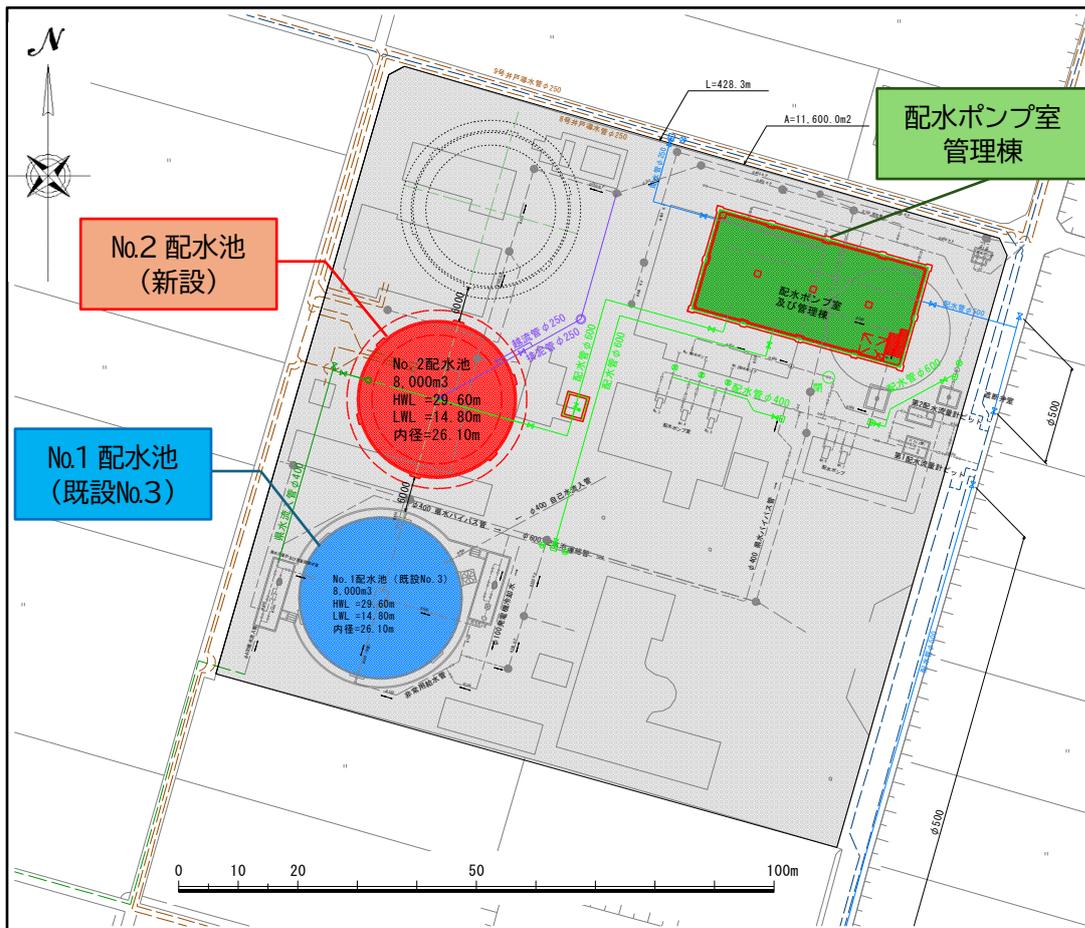


図 4-3 ケースC 更新整備計画図

表 5-5 ケースC 整備内容

主な整備内容	寸法・規格・容量等
管理棟	650m ² (地上2階、地下1階)
(地階)	配水ポンプ、流量計
(1階)	事務室、自家発電室
(2階)	中央監視室、電気室、宿直室
No.1 配水池	8,000m ³ (既設No.3利用)
No.2 配水池	8,000m ³ (新設)
場内配管	φ250~φ600

想定整備順序

- ① 浄水機能停止 → ② 浄水施設撤去工事 → ③ No.2 配水池築造工事
 → ④ 既設配水池撤去工事 → ⑤ 管理棟建設工事 → ⑥ 場内配管整備工事
 → ⑦ 配水機能切替 → ⑧ 既存配水施設撤去工事 → ⑨ 場内整備工事

(3) 中岩瀬配水場整備案内

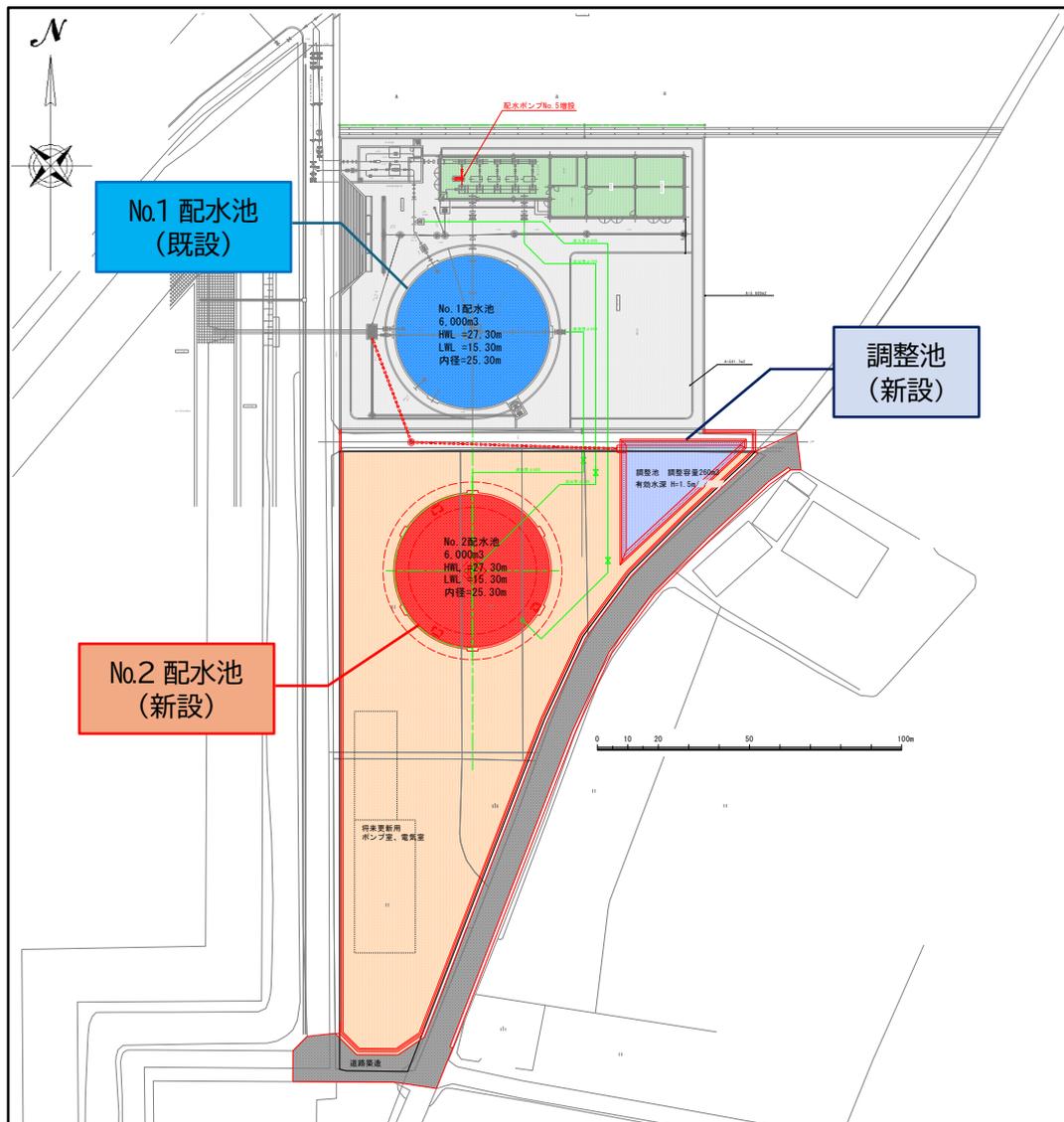


図 4-4 中岩瀬配水場更新整備計画図

表 5-6 中岩瀬配水場整備内容

主な整備内容	寸法・規格・容量等
No.1 配水池	6,000 ^m (既設利用)
No.2 配水池	6,000 ^m (新設)
No.5配水ポンプ	5.3 ^m /min×50m×75kw
場内配管	Φ400~φ700
調整池	260 ^m

想定整備順序

- ① 用地拡張 → ② 敷地造成工事 → ③ 調整池築造工事 → ④ 排水管工事
 → ⑤ No.2 配水池築造工事 → ⑥ 場内配管整備工事 → ⑦ ポンプ増設工事 → ⑧ 場内整備工事

§ 5. 事業スケジュール

現状において配水ピークに対応する配水池貯留量が切迫していることから、令和13年の水需要ピークまでに、中岩瀬配水場の増強整備を実施します。

中岩瀬配水場の整備完了後、第2浄水場の更新整備に着手し、令和21年度から更新後の配水場が稼働する予定です。

第1浄水場は令和20年度まで浄水機能を維持し、その後、浄水場としては休止しますが、現在使用している3つの水源井戸を活用し、災害時のみ応急的な給水が可能な施設として管理運営を行っていきます。

	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	
第1浄水場	現施設運用													保守運用開始	
第2浄水場	現施設運用														
	現配水機能運用 ※R16以降降水のみ													新配水場運用	
					更新基本設計		更新詳細設計		配水池・管理棟整備工事						
	配水管設計			配水管工事											
中岩瀬配水場	現施設運用					新配水場運用									
	更新基本・詳細設計		配水池整備工事												
	用地取得		機能拡張工事												
	配水管設計		配水管工事												

図 5-1 更新事業概略工程表

令和 7 年 1 0 月

羽生市まちづくり部水道課

〒348-0026 羽生市大字下羽生 134 番地

TEL 048-561-0969

e-mail : suidou@city.hanyu.lg.jp